

## 郡山市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

平成12年10月12日制定

平成13年8月17日一部改正

平成20年4月1日一部改正

[保健福祉部介護保険課]

### (目的)

第1条 郡山市介護サービス相談員派遣事業（以下「派遣事業」という。）は、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する者（以下「利用者」という。）等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行う者（以下「介護サービス相談員」という。）を委嘱し、申し出のあったサービス事業所（以下「事業所」という。）等に派遣すること等により、利用者の疑問、不満又は不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

### (介護サービス相談員)

第2条 介護サービス相談員は、派遣事業の実施にふさわしい人格と熱意を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長は、介護サービス相談員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該介護サービス相談員の委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の状況等により、職務の遂行ができなくなったとき。
- (2) その他別に定める要件に該当したとき。

### (介護サービス相談員の活動)

第3条 介護サービス相談員は、事業所等を訪問し、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 介護サービス利用者からの相談等への対応
- (2) 施設等が主催する行事への参加
- (3) 介護サービスの現状把握
- (4) 介護サービス事業所の管理者又は従事者との意見交換
- (5) その他派遣事業の目的を達するために必要な活動

2 介護サービス相談員は、訪問介護等を主に行う事業所においては、事業所のほか、適宜、事業所及び利用者の了解を得て、利用者の自宅を訪問し、前項に掲げる活動を行うものとする。

3 介護サービス相談員は、利用者及び事業者の間において調整を行い、利用者の疑問、不満又は不安に対応し、サービスの改善が図られるよう努めなければならない。

4 介護サービス相談員は、第1項各号の活動を円滑に行うため、事業所等との連携を図るなど調整に努めなければならない。

5 介護サービス相談員は、その活動内容については、定期的に市長に報告しなければならない。

ただし、緊急又は重要な事項等があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

### (派遣の申し出)

第4条 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所は、各会計年度ごとに、郡山市介護サービス相談員派遣依頼申出書（第1号様式）により、市長に対して申し出なければならない。

### (介護サービス相談員の派遣)

第5条 市長は、前条の規定により、事業所が介護サービス相談員の派遣を申し出たときは、派遣の実施及び派遣する介護サービス相談員を決定し、郡山市介護サービス相談員派遣事業実施決定通知書（様式第2号）により、当該事業所に通知するものとする。

2 介護サービス相談員の派遣の人数は、原則として、1事業所1会計年度あたり1人とし、派遣の期間は、会計年度初日又は介護サービス相談員の派遣を決定した日の属する月の翌月初日から当該年度の末日までとする。

（事業所の責務）

第6条 介護サービス相談員の派遣を受けた事業所は、介護サービス相談員の活動が円滑に行われるよう努めなければならない。

（介護サービス相談員の派遣に関する費用）

第7条 介護サービス相談員の派遣に関する費用のうち、介護サービス相談員に対する謝礼及び旅費については、市が負担する。

2 その他の費用については、介護サービス相談員が負担する。

（介護サービス相談員の活動状況等に関する情報の公表等）

第8条 市は、派遣した介護サービス相談員の活動状況を取りまとめ、定期的に住民等に対して公表する。

2 市は、介護サービス相談員の活動に関し苦情等が寄せられた場合は、事実関係等を把握し、適切な対応に努めるものとする。

（秘密の保持）

第9条 介護サービス相談員は、派遣事業に関する個人のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由がなく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（介護サービス相談員証）

第10条 介護サービス相談員は、第3条に規定する活動を行う場合は、郡山市介護サービス相談員証（第3号様式）を携行し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 既委嘱介護サービス相談員については、委嘱終了の期日にかかわらず、委嘱を継続するものとする。

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

郡山市長

申請書 所在地

事業所名

代表者

（電話 一 ）

郡山市介護サービス相談員派遣依頼申出書

郡山市介護サービス相談員派遣事業実施要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

記

1 介護サービス相談員の派遣を希望する事業所

(1) 所在地

(2) 名称

(3) 代表者氏名

2 介護サービス相談員の派遣を希望する理由

3 介護サービス相談員の派遣を希望する期間（開始時期）

平成 年 月 日から

4 特記事項

第2号様式（第5条関係）

郡山市指令介第 号

郡山市介護サービス相談員派遣事業実施決定通知書

様

さきに申出のあった介護サービス相談員の派遣については、次のとおり実施することと決定したので、 郡山市介護サービス相談員派遣事業実施要綱 第5条第1項の規定により通知します。

平成 年 月 日

郡山市長

派遣を決定した介護サービス相談員	氏名	
派遣の期間	平成 年 月 日	から平成 年 月 日まで

第3号様式（第10条関係）

(表)

第　　号	
郡山市介護サービス相談員証	
介護サービス相談員 氏　　名	_____
郡山市長	印

5 cm

8 cm

(裏)

◆　注　意　事　項　◆
1 この介護サービス相談員証は、相談業務等を実施する際、必ず携行してください。
2 介護サービス相談員でなくなった場合は、速やかに返還してください。
3 この介護サービス相談員証を他人に貸してはいけません。
4 この介護サービス相談員証を紛失したときは、速やかに届け出してください。

5 cm

8 cm